

気象警報発令・地震発生の際の対応について

気象警報発令時（気象庁発表）

「大阪府全域」あるいは「大東市」に発令・発生の場合

- ① 「大雨特別警報（警戒レベル5相当）」または、「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）」が気象庁より発令され、大東市より、北条中学校区の一部に、「緊急安全確保」（レベル5）または、「避難指示」（レベル4）が発令された場合

1. 午前7時時点 「大雨特別警報（警戒レベル5相当）」または 「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）」が気象庁より発令され、大東市より、「緊急安全確保」（レベル5）または「避難指示」（レベル4）が発令された場合	・臨時休校とします。 （後に解除されても、その日は休校です）
2. 児童在校時 「大雨特別警報（警戒レベル5相当）」または 「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）」が気象庁より発令され、大東市より、「緊急安全確保」（レベル5）または「避難指示」（レベル4）が発令された場合	・原則として学校待機とします。 ・教育委員会等と協議の上、安全確認を行い、 <u>保護者引き渡しを基本とした対応</u> をします。

※気象庁よりまず、警戒情報などが発令され、その後、大東市がそれらをふまえ、避難指示などを発令します。

「大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）」が発令された場合。

※北条中学校とは対応が異なりますので、ご注意ください。

1. 午前7時時点 「大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）」が 気象庁より発令されている場合	・登校を見合わせて、自宅待機してください。 ・教育委員会等と協議の上、その後の状況に 応じて対応します。
2. 児童在校時 「大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）」が 気象庁より発令された場合	・原則として学校待機とします。 ・教育委員会等と協議の上、その後の状況に 応じて対応します。

※ 気象情報により、大雨警報が予想されたり、土砂災害警戒情報・避難指示などの発令が予想されたりする場合は、予め臨時休校を決定することもあります。

じどうすう

②「暴風警報」が発令された場合。

気象警報発令時間帯	対応および措置
1. 午前7時時点 「暴風警報」が発令されている場合	・登校を見合わせて、自宅待機してください。 (この時点で給食は中止が決定です)
2. 午前7時から午前9時までに 「暴風警報」が解除された場合	・午前9時40分(2時間目)始業。 9時10分に集合して集団登校。 給食はありません。4時間目までの授業です。 放課後児童クラブはお弁当が必要です。
3. 午前9時時点 「暴風警報」が発令中の場合	・臨時休校とします。 (放課後児童クラブもありません。)
4. 登校後 「暴風警報」が発令された場合	・登校後、警報が発令された場合には、臨時集団下校の措置を行います。「緊急時の下校について」に記入・提出された下校方法に沿って、下校します。学校待機の場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。

※「暴風警報」のみを対象とし、「大雨警報」等は含みません。ただし、「大雨警報」でも、土砂災害警報情報・避難指示など災害情報と合わせて、臨時休校等の判断を行うことがあります。ホームページやSkyMenuスカイメニューでの情報発信を適宜、ご確認ください。

※ 登校後、警報が発令された場合には、臨時集団下校や引き渡しなどの措置を行います。緊急時の対応についてお子様と確認しておいてくださいますようお願いいたします。

地震発生時

「震度5弱」以上が発生した場合。

地震	対応および措置
登校前に「震度5弱」以上が発生	・学校からの連絡があるまで待機。(自宅・避難場所) (基本的には臨時休校。)
登下校中	・物が落ちてこない、倒れてこないなど安全な場所に避難する。 ゆれが収まったら学校または家へ、安全な方に避難する。
在校中に「震度5弱」以上が発生。	・臨時休校。保護者への引き渡しによる下校とします。 引き渡せるまで学校で待機します。